



堤防法面は**走行禁止!!**

河川の堤防は、洪水から背後地(宅地等)を守るために作られています。堤防が損傷すると、洪水時にそこから決壊を招く恐れがあり、地域住民の生命や財産に影響を及ぼすなど甚大な被害の発生に繋がります。

【堤防構造の名称】



寒河江出張所管内で、河川の堤防法面に自動車等の走行と見られるタイヤ跡が毎年多く発見されています。堤防を傷付ける行為を発見した場合には、管理者として警察に通報します。また、損傷が酷い場合は、復旧してもらうこととなります。なお、損傷部の復旧は原因者自らが復旧(費用を負担)することもあります。河川管理者が施工復旧した場合には、それに要した費用は原因者に請求される場合もあります。

このような行為を発見・目撃した場合は、寒河江出張所までご連絡ください。

寒河江出張所 TEL:0237-86-3069



▲ 損傷した堤防
法面(表法面)に残されたタイヤ跡。法面を保護している植生が踏み荒らされている。

私たちが洪水から守る堤防は大切に使用しましょう。
河川パトロールも実施しています。



油の流出 事故に注意

冬になると灯油を使う機会が増えるため、河川への油流出事故が多発します。油を流出させてしまった場合や水路等に油膜を発見した場合は、速やかに消防署・警察署・市町村役場・山形県・寒河江出張所へご連絡ください。